

2005年2月22日

「人権擁護法案」の再提出に対する見解

社団法人 日本書籍出版協会

政府、与党は去る2月3日、平成15年に廃案となった「人権擁護法案」(旧法案)を、一部修正し、今通常国会に提出することを決めた。

旧法案は、人権救済機関の独立性が確保されていないことや「言論・出版・表現の自由」を損なうおそれのある「報道関係条項」などについて反対の意見が強く、廃案となったものである。当協会は、これまで再三にわたり、「人権擁護法案」に対して「言論・表現・出版の自由」への介入を招くものとして、反対の意見を表明してきた。

政府、与党は、人権擁護法案の再提出にあたり、人権救済機関である人権委員会を法務省に設置すること、報道関係条項を凍結し、凍結解除には別途法律を要することとし、施行一定期間経過後に、法律について必要な見直しを行うこととしている。

当協会は、「言論・出版・表現の自由」を損ない萎縮させる恐れのある報道関係条項等について、凍結するのではなく全面削除すること、人権救済機関の独立性を確保するため、人権委員会を法務省から独立した組織とすることを強く求めるものである。

私どもは出版に携わるものとして、人権が真に尊重される社会の実現に努力するものである。そのためには「言論・表現・出版の自由」を守ることこそが、人権意識の醸成に寄与するものであると考える。また、取材方法、差別表現等を巡る問題や意見に対しては、法的規制によることなく、自律した自主規制により、今後ともその解決にあたっていく所存である。

以上